島根県市町村立学校管理職の評価実施要領

島根県教育委員会

1 趣旨

島根県市町村立学校管理職の評価に関する規則(平成 18 年島根県教育委員会規則第 13 号。 以下「規則」という。)の実施に関しては、この要領の定めるところによる。

2 評価システムの対象者から除外する管理職(規則第3条関係)

評価システムの対象者から除外する管理職は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会事務局等勤務者
- (2) 当該年度の4月1日以降に採用又は異動等を命ぜられた管理職のうち4(1)②に定める定期評価の対象期間が4月に満たない管理職
- (3) 次に掲げる事由により、4(1)①から③に定める定期評価の対象期間において、実際 に職務に従事した期間が4月に満たない管理職
 - ア休職
 - イ 公務傷病等による休暇
 - ウ 私傷病による休暇
 - エ 産前産後の休暇
 - 才 介護休暇等
 - カ 育児休業
 - キ 配偶者同行休業
 - ク停職
 - ケ 長期研修
 - コ 長期派遣
 - サ 大学院修学休業
- (4) (1) から(3) に掲げる管理職のほか、島根県教育委員会教育長(以下「県教育長」という。) が適正な評価を実施することが困難であると認める管理職

3 面接者及び評価者 (規則第4条関係)

評価システムの面接者及び勤務評価の評価者は、次のとおりとする。

		評 価 者					
評価対象者	面 接 者	第一次	第二次				
		面接者 第一次 評価者 教育委員会教育長 市町村教育長が指定 した者 は市町村教育長が 者 で育長又は市町村教 校長					
	市町村教育委員会教育長	市町村教育長が指定	市町村教育長				
 校長	(以下「市町村教育長」と	した者					
	いう。)又は市町村教育長が						
	指定した者						
	市町村教育長又は市町村教	校長	市町村教育長又は市				
教頭	育長が指定した者又は校長		町村教育長が指定し				
			た者				

4 勤務評価

(1) 定期評価の対象期間(規則第6条関係)

- ① 定期評価の対象期間は、②及び③に掲げる場合を除き、毎年度4月1日から翌年の3月 31日までの1年間とする。
- ② ①に定める定期評価の対象期間の初日以降に採用又は異動等を命ぜられた管理職の定期評価の対象期間は、その採用又は異動等の日から3月31日までとする。
- ③ ①に定める定期評価の対象期間の初日に、2(3)のアからサに掲げる事由により勤務していなかった管理職の定期評価の対象期間は、当該事由が消滅し勤務に復帰した日から3月31日までとする。

(2) 特別評価の実施 (規則第7条関係)

- ①特別評価の実施日及び対象期間は次のとおりとする。
 - ・実施日 県教育長又は市町村教育長がその都度指定する日
 - ・対象期間 県教育長又は市町村教育長がその都度指定する期間
- ②特別評価については、第一次評価者の評価結果及び説明等を参考とする。

5 目標申告制度及び勤務評価の業績評価(規則第8条関係)

(1) 目標申告制度及び勤務評価の業績評価に係る実施日

目標申告制度は毎年度実施するものとし、職務上の自己目標及び目標達成のための手立て(以下「自己目標等」という。)の設定日、面接日その他の実施日については、次のとおりとする。

自己目標等設定日 4月1日

年度当初面接日 年度当初から5月末日までの間で、第二次評価者が適当

と考える日

年度中途面接日 7月から9月の間の第二次評価者が適当と考える日 自己目標評価日 1月20日までの間で第二次評価者が適当と考える日 年度末面接日 3月第2週までの間で、第二次評価者が適当と考える日

(2) 目標申告制度及び勤務評価の業績評価の実施

① 勤務評価書(業績評価)の様式

勤務評価書(業績評価)の様式は、次のとおりとする。なお、特別評価については、達成状況等欄及び自己評価欄を斜線とする。

評 価 対 象 者	様 式
校長	様式 1-1
教頭	様式 1-2

② 自己目標等の設定

管理職は、4月1日を自己目標等の設定日として、学校教育目標に基づく年度目標、具体的目標等の組織課題から当該年度における自己目標等を設定し、第二次評価者が定める日までに、その内容を記載した勤務評価書(業績評価)を第二次評価者に提出する。なお、この場合において、自己目標の数は、2又は3とする。

③ 年度当初面接の実施等

評価者は、毎年度5月末までに、管理職から提出された自己目標等について、管理職と 年度当初面接を実施し、管理職の自己目標等について指導・助言を行うとともに、自己目標ごとに達成の水準を確認する。また、管理職は、評価者の指導・助言に基づき、自己目 標等の追加又は変更を行う。なお、最終的に第二次評価者が確認した自己目標等を管理職の当該年度における自己目標等とし、勤務評価書(業績評価)は、当該管理職が保管する。 自己目標等を追加又は変更する必要がある管理職は、随時、評価者に申し出、第二次評価者の確認を得た上で、自己目標等の追加又は変更を行う。

④ 自己目標の達成のための評価者の指導・助言 評価者は、管理職の自己目標達成のための取組状況の把握に努め、適宜、適切な指導・助言を行う。

⑤ 年度中途面接の実施等

評価者は、毎年度7月から9月の間に、管理職と年度中途面接を実施し、管理職の自己目標の達成状況等の把握に努めるとともに、適宜、適切な指導・助言を行う。

⑥ 段階評価の方法

ア 評価者が勤務評価(業績評価)において行う段階評価は、年度当初面接で確認した 自己目標達成の水準及び別表1に定める業績評価の基準に基づき絶対評価を行う。

イ 管理職が定期評価において行う自己評価の段階評価は、アに準じて行うものとする。

⑦ 定期評価に係る自己評価の実施

ア 管理職は、定期評価に当たっては、自己目標評価日に自己評価を実施する。

- イ 自己評価に当たっては、学校評価等を踏まえ、定期評価の対象期間の初日から自己 目標評価日までの間の自己目標の達成状況について、⑥に定める段階評価の方法によ り絶対評価を行い、自己評価を記載した勤務評価書(業績評価)を第一次評価者に提 出する。
- ウ 自己目標評価日において、2(3)のアからサに掲げる事由により勤務していない管理職については、自己評価を実施しない。

⑧ 第一次評価者の責務

ア 第一次評価者は、定期評価については自己評価の翌日に、管理職の勤務評価の対象 期間中の自己目標の達成状況について、⑥に定める段階評価の方法により絶対評価を 行い、その内容を記載した勤務評価書(業績評価)を第二次評価者に提出する。

- イ 定期評価については、当該管理職の自己評価を参考とする。
- ウ 第一次評価者は、第二次評価者への勤務評価書(業績評価)の提出に際し、第二次 評価者の求めに応じ、自ら把握した管理職の自己目標の達成状況等及び管理職に対す る指導・助言の状況を伝えるものとする。

⑨ 年度末面接の実施

評価者は、年度末面接日に、管理職と年度末面接を実施し、第一次評価者の評価が記載された勤務評価書に基づき、管理職に対して指導及び助言を行う。この場合において、評価者は肯定的に評価した内容を積極的に伝える等の方法により、管理職の資質能力の向上と職務に対する意欲の向上を図るように配慮する。

⑩ 第二次評価者の責務

ア 第二次評価者は、定期評価については、⑨の面接後、管理職の勤務評価の対象期間 中の自己目標の達成状況について、⑥に定める段階評価の方法により絶対評価を行い、 その内容を勤務評価書(業績評価)に記載する。

イ 定期評価については、管理職の自己評価並びに第一次評価者の評価結果及び説明並 びに当該管理職の面接を通し確認した管理職の自己目標の達成状況等を参考とする。

6 勤務評価の能力評価の実施(規則第9条関係)

(1) 勤務評価書(能力評価)の様式

勤務評価書(能力評価)の様式は、次のとおりとする。なお、特別評価については、自己

評価欄を斜線とする。

評 価 対 象 者	様 式
校長	様式 2-1
教頭	様式 2-2

(2) 勤務評価の対象とする職務の範囲

勤務評価の対象とする職務の範囲は、勤務時間中の職務全般とする。教育職員について勤務時間を超える勤務等を命ずることが認められている業務、管理職としての職務の特殊性に基づく勤務時間外の業務についても勤務評価の対象とする。

(3) 項目評価と総合評価の実施

能力評価における項目評価と総合評価の段階評価の方法、評価の実施については次のとおりとする。

方法 う。 (イ)第一次評価 ・別表2に定める評価の基 ・第一次評価者による評価者による評価を行う。 者による評価 準により絶対評価を行う。 は実施しない。 (ウ)第二次評価 ・別表2に定める評価の基 ・別表3に定める評価の語				
方法 う。 (イ)第一次評価 ・別表2に定める評価の基 ・第一次評価者による評価者による評価を行う。 者による評価 準により絶対評価を行う。 は実施しない。 (ウ)第二次評価 ・別表2に定める評価の基 ・別表3に定める評価の語		評価者の区分	項目評価	総合評価
(イ) 第一次評価 ・別表 2 に定める評価の基 ・第一次評価者による評者による評価 準により絶対評価を行う。 は実施しない。 (ウ) 第二次評価 ・別表 2 に定める評価の基 ・別表 3 に定める評価の	段階評価の	指評価の (ア)自己評価	・評価者評価に準じて行	・自己評価は実施しない。
者による評価 準により絶対評価を行う。 は実施しない。 (ウ) 第二次評価 ・別表2に定める評価の基 ・別表3に定める評価の			う。	
(ウ)第二次評価・別表2に定める評価の基・別表3に定める評価の		(イ)第一次評価	・別表2に定める評価の基	・第一次評価者による評価
		者による評価	準により絶対評価を行う。	は実施しない。
者による評価 準により絶対評価を行う。 準により絶対評価を行う		(ウ)第二次評価	・別表2に定める評価の基	・別表3に定める評価の基
		者による評価	準により絶対評価を行う。	準により絶対評価を行う。
イ 評価の実施 (ア)自己評価 ・1月 20 日までに自己評 ・自己評価は実施しない	評価の実施	iの実施 (ア)自己評価	・1月20日までに自己評	・自己評価は実施しない。
価を実施し、その内容を記			価を実施し、その内容を記	
載した勤務評価書(能力評			載した勤務評価書(能力評	
価)を第一次評価者に提出			価)を第一次評価者に提出	
する。			する。	
・自己評価実施日に、2(3)			・自己評価実施日に、2(3)	
のアからサに掲げる事由			のアからサに掲げる事由	
により勤務していない管			により勤務していない管	
理職については、自己評価			理職については、自己評価	
を実施しない。			を実施しない。	
(イ)第一次評価 ・自己評価の翌日に評価を ・第一次評価者による評		(イ)第一次評価	・自己評価の翌日に評価を	・第一次評価者による評価
者による評価 行い、その内容を記載した は実施しない。		者による評価	行い、その内容を記載した	は実施しない。
勤務評価書(能力評価)を			勤務評価書(能力評価)を	
第二次評価者に提出する。			第二次評価者に提出する。	
・管理職の自己評価を参考			管理職の自己評価を参考	
とする。			とする。	
・第二次評価者への勤務評			・第二次評価者への勤務評	
価書(能力評価)の提出に			価書(能力評価)の提出に	
際し、第二次評価者の求め			際し、第二次評価者の求め	
に応じ、自ら把握した管理			に応じ、自ら把握した管理	
職の職務遂行状況及び管			職の職務遂行状況及び管	
理職に対する指導・助言の			理職に対する指導・助言の	
状況を伝えるものとする。			状況を伝えるものとする。	

(ウ)第二次評価	・年度末面接実施後に評価	・ア(ウ)に定める段階評価
者による評価	を行い、その内容を勤務評	の方法により評価を行い、
	価書(能力評価)に記載す	S以上又はB以下の評価
	る。	をする場合は、その具体的
	・管理職の自己評価並びに	な理由(影響・効果等)を
	第一次評価者の評価結果	記載するものとする。
	及び説明並びに当該管理	
	職の面接を通し確認した	
	管理職の職務に対する意	
	欲及び姿勢等を参考とす	
	る。	
	-	

7 評価結果の報告及び再評価

(1) 市町村教育委員会の勤務評価等の報告(規則第10条関係)

市町村教育委員会は、勤務評価を実施したときは、次により所管教育事務所を経由して、県教育委員会に報告するものとする。

県教育委員会は、総合評価の結果については、10 の給与への反映に備え、必要に応じて、 調整・優先度の判断を2月末日までに実施し、その結果を各市町村教育委員会へ通知するこ ととする。

①定期評価にかかる勤務評価書等の作成部数、提出部数及び報告期日

	様式	市町村教育委員会の 作成部数	県教育委員会への提出部数 (教育事務所経由)			
勤務評価書	様式 1-1, 1-2 様式 2-1, 2-2	3	2			
評価システム実施報告書 (管理職)	様式3	3	2			
勤務評価一覧表(第二次 評価)	様式 4-1, 4-2	3	2			
報告期日			2月15日まで			

②特別評価にかかる勤務評価書等の作成部数、提出部数及び報告期日

	様式	市町村教育委員会の 作成部数	県教育委員会への提出部数 (教育事務所経由)			
勤務評価書	様式 1-1, 1-2 様式 2-1, 2-2	3	2			
勤務評価一覧表	様式 4-1, 4-2	3	2			
報告期日			第二次評価者が評価を行っ た日から5日以内			

(2) 定期評価の再評価 (規則第11条関係)

- ① 第一次評価者は、定期評価の実施後、3月31日までの間に、管理職の自己目標の達成状況及び職務遂行状況を勤務評価に反映させる必要があると認めたときは、様式5により第二次評価者に評価の修正を申し出るものとする。また、第二次評価者は、評価の修正を認めたとき又は自ら評価の修正を行ったときは、県教育委員会に報告するものとする。
- ② ①において、8に定める評価結果の開示により、既に勤務評価書の写しを管理職に交付していた場合は、第二次評価者が再評価を行った管理職に再評価の内容について説明し、改めて勤務評価書の写しを交付するものとする。

8 評価結果の開示(規則第13条関係)

第二次評価者は、特別評価の場合を除き、7 (1) の県教育委員会の総合評価の調整等の結果の通知後、勤務評価書の写しを管理職に交付する。なお、評価結果を開示することにより当該管理職の健康に支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、市町村教育長の判断により交付を行わないものとする。

9 評価書等の取扱い及び保管期間等 (規則第13条及び第14条関係)

(1) 評価書等は次の事項に留意し取扱う。

ア 8 に定めるところにより評価結果を交付する場合を除き、勤務評価書及び勤務評価一 覧表等は公開しないものとする。

イ 勤務評価書及び勤務評価一覧表等を保管する者は、その記載内容が漏洩することがないよう取扱いに注意するとともに、評価において知り得た情報については、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために使用してはならない。

(2) 評価書等は次の事項に留意し保管する。

ア 実施年度の翌年度から3年間保管するものとする。

イ 保管に当たっては、保管担当者を定め、施錠のできる鉄庫、戸棚等に一括して収納しておくものとする。

10 給与(勤勉手当及び昇給。以下「給与」という)への反映

(1) 試行

勤務評価における総合評価の結果を給与に反映することとする。令和3年度は試行とする ため、令和3年度の総合評価の結果は給与に反映しない。

(2) 給与反映の実施要領

本格的に実施する際に、この実施要領とは別に定める。

11 その他

この要領に定めるもののほか、島根県市町村立学校管理職の評価に関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表1

<業績評価の基準>

S+	目標を大きく上回り著しく高い実績である
S	目標を上回っている
A	概ね目標に達している
В	目標に達していない
С	目標を大きく下回り著しく低い実績である

別表2

<能力評価における項目評価の基準>

S+	特筆すべき成果や取組があり、校内の関係者(教職員、児童生徒、保護者等。以下「校内の関係者」という。)はもとより県全域の関係者に具体的な良い影響・効果があった。
S	特筆すべき成果や取組があり、校内の関係者はもとより地域の関係者に具体的な良い影響・効果があった。
A	求められるレベルの取組がされており、求められる役割を十分に果たしていた。
В	求められるレベルの取組がされていないことが多く、求められる役割を果たしていない ことが多かった。周囲からの助言がないと職務を遂行しにくいことが多かった。
С	求められるレベルの取組がほとんど見られず、求められる役割をほとんど果たしていなかった。周囲からの助言があるものの受け入れることが少なく、校内や校外の関係者に 支障を及ぼした。

別表3

<能力評価における総合評価の基準>

	すべての評価項目において、校内の関係者(教職員、児童生徒、保護者等。以下「校内
S+	の関係者」という。)はもとより県全域の関係者に具体的な良い影響・効果を与えたと
	認められる特筆すべき成果や取組があった。
S	すべての評価項目において、校内の関係者はもとより地域の多くの関係者に具体的な良
3	い影響・効果を与えたと認められる特筆すべき成果や取組があった。
Α	求められる成果や取組があり、管理職としての役割を十分に果たしていた。
В	すべての評価項目において、管理職としての役割を果たしていないことが多く、校内及
Б	び校外の関係者に支障を及ぼすことが多かった。
	 すべての評価項目において、管理職としての役割を果たすことがほとんどなく、校内や
	校外の関係者に著しく支障を及ぼすことが頻繁にあった。
С	すべての評価項目において、管理職としての役割を果たすことがほとんどなく、校内校外の関係者に著しく支障を及ぼすことが頻繁にあった。

様式 1-1【校長】 評価・育成シート

						第二次評価者
通し	ふりがな					
番号	氏 名					
所属	生年月日	昭和	年	月	Ħ	第一次評価者

Α	業績評	価			評価期	間		年	月	目~	年	
自	己	目	標	目標達成のための手立て	達	成	状	況	等	自己評価	第一次 評価者	第二次 評価者

様式 1-2【教頭】 評価・育成シート

通し	ふりがな					
番号	氏 名					<u> </u>
所属	生年月日	昭和	年	月	日	第一次評価者
						<u></u>

Α	業績評	価			評価期	期間		年	月	日~	年	月日
自	己	目	標	目標達成のための手立て	達	成	状	況	等	自己評価	第一次評価者	第二次評価者

評価・育成シート 様式2-1【校長】

B 能力評価

	所属		ふりがな 氏 名		第一次評価者
--	----	--	-------------	--	--------

第二次評価者

		評イ		年	月	日~	年	月	日	
評価項目	評価の 観点	着眼点の例	職務にお		行動の例	[Aレベル]	自己評 S+ S A B C	評信 S+	一次	第二次 評価者 S+ S A B C
	企画力 判断力 実行力	①学校経営ビジョンの構築及び周知 知 ②前例や現状にとらわれない柔軟な発想、的確かつ迅速な判断及び 実行力	標を明確に ンと実施計で 校外への発信 ②課題の解決 の手法を検討	し画言や たをにやして 具策努職、き	体的な学 をしている を を の が の が る の は の は の は の は の は の り る の り る の る の り る る る る る る る る る る	、学校教育の 校経営の四角 の間外 にあたり、 にあたしている ひ善を加え、	D目 ジョ 知と 复数 る。			
学校経営	校内組織の構築	①教職員の能力・適性が発揮される校内組織の構築 ②校内の教職員への適切な指示	員の能力・i 人事配置し	適性を ている 交内の	考慮し、 。 主任等に	に応じて、教 校務分掌組網 適切な指示を る。	能に			
	外部折衝力	①保護者や地域社会の思いや願い の的確な把握と学校経営における 活用 ②学校の説明責任	的に学校経行	営の改 度目標 説明す	善に活か の達成度 る機会を	について、俳 設定し、学	呆護			
	指導育成	①教職員一人一人の育成方針の策 定及び研修の推進 ②教職員としての自覚の育成	る説明のも ②年度を通	と育成 じた計	している 画に基づ	、本人が納4 。 き、教職員0 施している。	の自			
教職員の指導育成	適正な評価と面接の実施	①教職員に対する自己目標の達成に向けての適切かつ的確な支援 ②教職員に対する適正な評価及び評価のフィードバックを通じた職務に対する自己啓発の推進	把握した的で	確な指 人一人	導、助言 を適正に	標の達成状況 を行っている 評価し、面抗 る。	5。			
学校教育の 管理	服務規律の確保 及び危機管理	①教職員の服務規律確保 ②事故等への対応の備えと緊急課 題への適切な対応	ている。 ②事件・事	故等へ	 の対応を	することがっ 予め想定し、 員に周知しっ	マ			
	事務管理	教育の計画の実施の管理、効果的 な予算執行及び管理、施設設備の 維持管理	適切に管理を	を行っ	ている。					
	働きやすい 職場づくり	①快適な職場環境づくりのための 取組 ②職員への思いやり	組んでいる。	をもっ	て教職員	見直し等に耶の相談に耳るいる。				

項目評価の基準

〔S+〕特筆すべき成果や取組があり、校内の関係者(教職員、児童生徒、保護者等。以下「校内の関係者」という。)はもとより県全 域の関係者に具体的な良い影響・効果があった。

- 特筆すべき成果や取組があり、校内の関係者はもとより地域の関係者に具体的な良い影響・効果があった。 求められるレベルの取組がされており、求められる役割を十分に果たしていた。 [S]
- 求められるレベルの取組がされていないことが多く、求められる役割を果たしていないことが多かった。周囲からの助言がない
- と職務を遂行しにくいことが多かった。 [C] 求められるレベルの取組がほとんど見られず、求められる役割をほとんど果たしていなかった。周囲からの助言があるものの受 け入れることが少なく、校内や校外の関係者に支障を及ぼした。

	※自身でS以上又はB以下を付ける場合、その具体的な理由について記入すること
本人期末コメント	
(※の場合に記入)	

. []	総合評価 S+ S A B C	※総合評価でS以上又はB以下を付ける場合は、その具体的な理由について記入すること
火		
評		
価		
者		

[S+] すべての評価項目において、校内の関係者(教職員、児童生徒、保護者等。以下「校内の関係者」という。)はもとより県全域の関係者に具体的な良い影響・効果を与えたと認められる特筆すべき成果や取組があった。

- すべての評価項目において、校内の関係者はもとより地域の多くの関係者に具体的な良い影響・効果を与えたと認められる特筆 [S] すべき成果や取組があった
- [A] 求められる成果や取組があり、管理職としての役割を十分に果たしていた。
- すべての評価項目において、管理職としての役割を果たしていないことが多く、校内及び校外の関係者に支障を及ぼすことが多 (B)
- かった。 [C] すべての評価項目において、管理職としての役割を果たすことがほとんどなく、校内や校外の関係者に著しく支障を及ぼすこと が頻繁であった。

評価・育成シート 様式2-2 【教頭】

_	ملط	_	- 0.00	-
2	B	77	誣	int

所属		ふりがな 氏 名		第一次評価

第一次評価者

		評価	5期間 年	月	目~	年 月	F	
評価項目	評価の 観点	着眼点の例	職務における	行動の例([Aレベル]	自己評価 S+ S A B C	第一次 評価者 S+ S A B C	第二次 評価者 S+ S A B C
	企画力 判断力 実行力	①校長が示す学校経営ビジョンの 実現のための具体的な実施計画の 策定及び周知 ②校長が、前例や現状にとらわれ ない柔軟な発想、的確かつ迅速な 判断及び実行できるための補佐	①前年度の課題等 ジョンの実施予報 ショと校外への発題の手法を検見の手法を校長に を具申した内容に している。	可を策定し、 言に努めでで は務の遂そもに は佐している	教職員への周 いる。 こあたり、複数 こ、自らの考え る。今まで行わ		2 0	. 2
学校経営	学校組織の支援	①教職員の能力、組織が発揮される校内組織の活性化 ②校内の教職員への支援	①学校経営ビジョ 員の能力、個性が 主任等に適切に指 せている。 ②教職員個々に誤 せている。	ゞ発揮される €示を出し糸	るよう、組織の L織を活性化さ			
	外部折衝力	①保護者や地域社会の思いや願いの的確な把握と学校運営の改善への活用 ②学校の説明責任	①学校評価におい に提供するととも 改善に活かしては ②学校の年度目標 者や地域に説明す 成果と課題を的確	oに、積極的 vる。 標の達成度に る機会を記	りに学校運営の こついて、保護 设定し、学校の			
教職員の	指導育成	①校長の指導助言のもと、教職員 一人一人の育成方針の策定及び研 修の推進 ②校長の指導助言のもと、教職員 としての自覚の育成	①本人の現状を的る説明のもと育成 ②年度を通じた計 覚を高めるための	えしている。 十画に基づき	き、教職員の自			
指導育成	適正な評価と面接の実施	①教職員に対する自己目標の達成に向けての適切かつ的確な支援 ②教職員に対する適正な評価及び評価のフィードバックを通じた職務に対する自己啓発の推進	①教職員一人一人 把握した的確な指 ②教職員一人一人 おいて課題を認識	音導、助言を な適正に評	と行っている。 平価し、面接に			
	服務規律の確保 及び危機管理	①教職員の服務規律確保 ②校長の指導助言のもと、事故等 への対応の備えと緊急課題への適 切な対応	①教職員の服務規 ている。 ②事件・事故等へ ニュアル等を整備 る。	への対応を引 情し、教職員	予め想定し、マ			
学校教育の 管理	事務管理	校長の指導助言のもと、教育の計画の実施の管理、効果的な予算執 行及び管理、施設設備の維持管理	適切に管理を行っ					
	働きやすい 職場づくり	①快適な職場環境づくりのための 取組 ②職員への思いやり	①学校行事や会議組んでいる。 ②思いやりをもっけフォローアッフ	って教職員の	O相談に耳を傾			

項目評価の基準

- [S+] 特筆すべき成果や取組があり、校内の関係者(教職員、児童生徒、保護者等。以下「校内の関係者」という。)はもとより県全 域の関係者に具体的な良い影響・効果があった。
- 特筆すべき成果や取組があり、校内の関係者はもとより地域の関係者に具体的な良い影響・効果があった。 求められるレベルの取組がされており、求められる役割を十分に果たしていた。 [S]
- (A)
- 求められるレベルの取組がされていないことが多く、求められる役割を果たしていないことが多かった。周囲からの助言がない と職務を遂行しにくいことが多かった
- 求められるレベルの取組がほとんど見られず、求められる役割をほとんど果たしていなかった。周囲からの助言があるものの受 け入れることが少なく、校内や校外の関係者に支障を及ぼした。

本人期末コメント (※の場合に記入) ※自身でS以上又はB以下を付ける場合、その具体的な理由について記入すること

-	総合評価 S+ S A B C	※総合評価でS以上又はB以下を付ける場合は、その具体的な理由について記入すること
次		
評		
価		
者		

- [S+] すべての評価項目において、校内の関係者 (教職員、児童生徒、保護者等。以下「校内の関係者」という。) はもとより県全域 の関係者に具体的な良い影響・効果を与えたと認められる特筆すべき成果や取組があった
- すべての評価項目において、校内の関係者はもとより地域の多くの関係者に具体的な良い影響・効果を与えたと認められる特筆 (S) すべき成果や取組があった
- (A)
- 求められる成果や取組があり、管理職としての役割を十分に果たしていた。 すべての評価項目において、管理職としての役割を果たしていないことが多く、校内及び校外の関係者に支障を及ぼすことが多 (B)
- かった。 [C] すべての評価項目において、管理職としての役割を果たすことがほとんどなく、校内や校外の関係者に著しく支障を及ぼすこと が頻繁であった。

評価システム実施報告書(管理職)

教育委員会名

(小学校 中学校 義務教育学校)

1. 次の表の(3)ア〜サについて報告する

- #	亚年ション	テムの対象者から除外する職員(実施要領2)		評価シ	ステム
Ή	十価シヘ	/ 五の対象有がり除外する職員(美地安原2)	自己目	標評価	勤務評価
(1)教育	育委員会	事務局等勤務者		対象	象外
		降に採用又は異動を命ぜられた職員のうち、定期評 34月に満たない職員		対	象外
(3)次l ない職		事由により実際に職務に従事した期間が4月に満た		対象	象外
			職員の	り有無	有りの場合の人数
	ア	休職	□有	□無	
	イ	公務傷病等による休暇	□有	□無	
	ウ	私傷病による休暇	□有	□無	
	工	産前産後の休暇	□有	□無	
	オ	介護休暇等	□有	□無	
	カ	育児休業	□有	□無	
	キ	配偶者同行休業	□有	□無	
	ク	停職	□有	□無	
	ケ	長期研修	□有	□無	
	コ	長期派遣	□有	□無	
	サ	大学院修学休業	□有	□無	

2. 1の表(3)ア〜サに該当する職員の氏名を報告する

		氏名(職名)
ア	休職	
イ	公務傷病等による休暇	
ウ	私傷病による休暇	
エ	産前産後の休暇	
オ	介護休暇等	
カ	育児休業	
キ	配偶者同行休業	
ク	停職	
ケ	長期研修	
コ	長期派遣	
サ	大学院修学休業	

Ω	サイスターシェア /エーナ・/ オーナナー 1	よ殴りの	1 米4 チ 土口 什 一 ト フ	(のに該当する磁目を除く)
J.	勤務評価を実施し	た職員の	人数を報告する	(2に該当する職員を除く)

校長		人	教頭		人
----	--	---	----	--	---

- ※1 小学校、中学校、義務教育学校ごとにまとめて、市町村教育委員会が作成すること。
- ※2 ア〜サ以外の理由で評価を実施しなかった職員がいる場合は、2の表の空欄を利用して、 理由を簡潔に記載し、氏名(職名)を記載すること。
- ※3 3部作成し、1部は教育委員会で保管、2部を県教委(教育事務所経由)へ提出すること。

樣式4-1【校長】

評価実施日

Ш 田 #

教育委員会名

勤務評価一覧表(第二次評価) ⊞

Ш **开**名 町 教育長 # ا 職名 ш 日 記載者 サ

義務教育学校) 中学校 (小学校

1. 評価結果

(総合評価)		総合評価についてS以上又はB以下の評価をする場合は、その具体的理由(影響・効果等)を記載すること。																					
		指 果																					
日 評 価)	学校教育の管理	事務管理	理の確保及の確保及い職場で																				
) 道	員の指 ・育成		価シ恒接																				
能力評価	5校経営	(本) 女 (本) 女 (本) 女 (本) 女 (本) 女 (本) 様 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	の構築																				
業績評価	1	海 猫 猫 猫	1 2 3																				
		選 つ 無 や 田 田 み																	,	_	}		
		1	2	3	4	5	9	7	8	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		

様式4-2【教頭】

勤務評価一覧表(第二次評価)

Ш 町 卅

評価実施日

教育委員会名

Ш 兄 町 教育長 卅 Ш 職名 ш 町 記載者 サ Ш

義務教育学校 中学校 (小学校

1. 評価結果

(総合評価)		総合評価についてS以上又はB以下の評価をする場合は、その具体的理由(影響・効果等)を記載すること。																					
		指 果																					
(埋))管理	くり働きやす	い難場グ																				
辈	<i>4</i> 4£	事務管理																					
項目		びた機管服務規律	理の確保及																				
()	教職員の指 導・育成	の実施適正な評	価シ面接																				
佃	数 導	指導育成																					
謹	加	外部扩衝	R																				
能力	41	学校組織																					
4==	युग	実行力企画力・	当 断 力・																				
用	Ι	田 酢	က																				
業績評価		田 髌	2																				
無	Ι	田 蘇	H																				
凡				ć	}	1			7	}		0	1	2	3	4	5	16	7	8	6	0	
		通し番号		1	2	3	4	2	9	7	8	6	10	11	12	13	14	15	1	17	18	19	20

令和 年 月 日

○○市(町村)教育委員会教育長 様

職名

氏名

定期評価の再評価について

標記の件について、下記の理由により、定期評価の再評価を提出します。

第一次評価者	職名	氏名	
再評価を行う対象者	職名	氏名	
再評価の内容			
再評価の理由			

記載方法

- 1 当該学校等を所管する教育委員会の教育長宛とします。
- 2 再評価の内容については、いずれの評価者の評価をどのように変更するのか具体的に記載します。
- 3 再評価の理由は具体的に記載します。